全国で広がっている!税務署の乱暴な滞納処分

-北陸3県民商が "ムチャな徴収するな"と金沢国税局に申入れ-そのさ中、小松民商にも「預貯金、売掛金などの差押えするとの通知がきた、どうした ら?」の相談の電話(5/15)

昨年末の国税庁の滞納整理強化の方針の言明以来、全国で生活のための預貯金、年金、売掛金の 差し押さえなどムチャな滞納整理が強まっています。

5月15日、北陸3県の民商代表が、金沢国税局に対して「強権的な徴収行政に対する申入れ」を 行いました(申し入れと回答は下欄)。

そのさなか、小松民商にも「たったいま税務署から『滞納額を〇月〇日まで納めなければ預貯金、 売掛金などを差し押さえる』との通知が来た。どうしたらいいだろうか」の電話。聞けば一度は数 ヶ月前に消費税の滞納分を分割納入することにしたものの、原材料の値上げや仕事減少で、材料屋 等への支払いが精一杯で納税できていなかったとのこと。

相談の中で「分納が困難な経営の実情、払える金額でのあらためての分納できる額を話し、応じない場合には民商に相談して対応する」ということになりました。

国税局申入れでは、売掛金を差し押さえられた事例(富山県)、資産のない業者の滞納処分への 対応(福井県)、申告修正の強要につづく預貯金の差押など(金沢)の事例が紹介されました。

4月16日衆院・財政金融委員会で、佐々木憲昭議 員(共産党)の質問

「(災害、病気だけではなく)資材の高騰、在庫商品の価額の下落、親会社からの発注の減少、市場の悪化などによ(る)操業度の低下(や)売上の減少などの影響を受けたことも、納税の猶予〔国税通則法46条〕の要件に含まれるか」

国税庁・佐々木豊成次長の答弁

「まさにその通り」と要件に該当することを認め「生計の状況や事業の状況を聞くなどして納税者の実情をよく把握した上で分納など自主的な納付を慫慂(しょうよう)する」と答弁

額賀財務大臣の答弁

「事情を忖度して(税金を)取るだけでなく、 その商売が生かせるなら生かしていかなけれ ばならない」と答弁

【金沢国税局への要望項目と回答の概要】

- ◆額賀財務大臣は4月16日、営業、生活を困難にする財産は差押えしないと答弁しているが、金沢国税局の見解は? [局]「生存的財産権は差押しない」
- ◆納税困難な業者の「納税猶予申請」には事業・生活維持の方向で適用を。不許可の場合具体的に理由を明らかにせよー[局] そうした趣旨で適用する。不許可の理由は本人に通知書で知らせる。
- ◆無理のない分割納付の相談を。先付小切手を強要するなー[局]誠実に対応する。先付小切手は署からは強要しない。
- ◆納税困難な業者に「徴収や換価の猶予」〔国税徴収法」)で営業・生活を圧迫するなー**〔局〕** 個々の実情に応じて適正、誠実に行う。
- ◆納税緩和制度を周知せよ- [局] ホームページやパンフで知らせている。
- ◆納税相談の際に補佐人を認めよー**〔局〕税理士法の関係があり認められない。**